

東京2025デフリンピックにおける寄附・協賛募集に係る企業等との対応指針の策定について

1 背景

- 寄附・協賛の募集活動においては、利害関係者との接触指針や利益相反ポリシーに加え、許認可権限を有する職歴がある職員の募集活動は、独禁法上の優越的地位の濫用に該当するおそれ
- 本部内において、接触した企業の情報共有と接触状況の透明化
- 以上の観点から、本部職員が寄附・協賛募集における企業等の接触指針を策定

2 指針の主な内容

事 項	概 要
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款に定める役員（理事及び監事） ・ 事業団職員就業規則に定める準備運営本部職員
接触前の 事前手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接触記録シートを提出 ・ 利益相反取引及び独禁法関連のチェックの実施
接触後 企業等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附・協賛応募に向けた企業等の感触 ・ 接触状況の具体的な内容 ・ 次回接触の有無

3 施行日

令和6年3月22日施行